

## 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

Q．中小企業者に認められている少額減価償却資産の特例について教えてください。

A．以下のように適用されます。

少額減価償却資産の特例とは・・・

中小企業者等（青色申告法人である中小企業者（注）又は農業協同組合等）は、H15年4月1日からH22年3月31日までの間に事業の用に供した取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）について、損金算入が認められています。

中小企業者等

取得価額10万円未満 損金算入

取得価額10万円以上30万円未満 損金算入（一事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計金額が300万円を限度とします）

取得価額10万円以上20万円未満（限度額300万円を超えた場合） 一括償却資産として3事業年度で均等償却するか、又は資産計上して通常の減価償却をするか、任意選択できます

取得価額が20万円以上（限度額300万円を超えた場合） 資産計上となります

取得価額30万円以上 資産計上

中小企業者等以外

取得価額10万円未満 損金算入

取得価額20万円未満 一括償却資産として3事業年度で均等償却するか、又は資産計上して通常の減価償却をするか、任意選択できます

取得価額20万円以上 資産計上

（注）中小企業とは・・・

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人に株式等を2分の1以上所有されている法人と2以上の大規模法人に株式等を3分の2以上所有されている法人を除きます）

資本を有しない法人で常用使用する従業員数が千人以下の法人をいいます。

税理士法人石井会計

ISHII